

「投資奨励を受ける各事業の種類、規模、要件及び特典についての投資奨励委員会布告第10/2552号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●投資奨励を受ける各事業の種類、規模、要件及び特典についての投資奨励委員会布告第
10/2552号

現在の状況に一致させるため奨励を付与する業種に係る新たな原則を定めるべきであることにより、

投資奨励委員会は仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条第二段の内容に基づく権限に依拠して、以下のように布告を制定する。

1、投資奨励を付与する事業の種類、規模及び要件についての仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第2/2543号を廃止する。

2、本布告末尾の業種リストに定められた業種を投資奨励付与事業とする。

3、投資奨励付与の全業種についてプロジェクトごとの最低投資規模を一〇〇万パーツ以上（土地代及び運転資金を含まず）と定める。

4、投資奨励を受けるプロジェクトについての要件は、その事業の種類ごとに定めたところに基づき定める。

5、投資奨励を受けるプロジェクトに対する特典は、本布告末尾に特別に定められた場合を除き、投資奨励方針及び原則についての仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号に従う。

6、特別に重要な事業については以下のような特典を受ける。

6・1、どのゾーンに立地していても機械輸入税の免除を受ける。

6・2、どのゾーンに立地していても八年間の法人所得税免除を受ける。

6・3、その他の特典は仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づき受ける。

7、重要性を持ち、特別に国益に資する事業については以下のような特典を受ける。

7・1、どのゾーンに立地していても機械輸入税の免除受ける。

7・2、どのゾーンに立地していても法人所得税免除の割合を定めずに八年間の法人所得税免除を受ける。

7・3、その他の特典は仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づき受ける。

8、電子・電機事業については、電子・電機工業投資奨励方針についての仏暦二五四九年三月三〇日付けの投資奨励委員会布告第4/2549号の原則に基づき特典を受ける。

9、委員会は本布告末尾リストにある特定の事業に投資奨励を付与する必要性がなくなったと判断した時、その事業への投資奨励中止を布告する、または本布告末尾リストにない業種であっても、委員会が投資奨励付与が相当と判断した業種の付加を布告することができる。

10、本布告は仏暦二五五二年〔西暦二〇〇九年〕九月一四日以降の投資奨励申請に適用する。

1 1、仏暦二五五二年九月一四日より前に投資奨励を申請した、または投資奨励を受けたプロジェクトは、仏暦二五五二年九月一四日までに租税面での特典を利用していないのであれば、事務局に対し仏暦二五五二年一二月三〇日までに申請することにより、新たに定めたところに基づく業種変更を求め、その業種に新たに定めた要件に従うこともできる。

1 2、投資奨励事業の種類、規模及び要件についての仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第2/2543号に言及している投資奨励委員会のすべての布告は、本布告に言及しているものとみなす。

仏暦二五五二年一〇月一五日布告 [官報公示は同年一二月三日]

投資奨励を受ける業種リスト

第1章 農業及び農産品

1・1、植物種育成及び改良事業

[要件] 植物種の研究・開発工程がなければならない。

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・2、ハイドロポニックス・システムによる栽培事業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・3、植林事業

[要件] ①500ライ以上の植林面積を有していなければならない。②投資奨励証交付前に関係する国の機関から承認を受けなければならない。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

1・4、バイオ肥料、有機肥料または土壌改良剤の生産事業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・5、動物種育成または養殖事業

1・5・1、家畜育成または養殖事業

1・5・2、水棲動物育成または養殖事業（エビ養殖除く）

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・6、飼料・飼料原料生産事業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・7、植物乾燥及びサイロ事業

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

1・8、深海漁業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・9、動物屠殺・解体事業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・10、動物皮革なめし、仕上げ、または獣毛加工事業

[要件] 動物皮革なめし事業についてはタイ国工業団地公団が定めた工業団地内に立地しなければならない。

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・11、最新技術使用による食品生産または貯蔵、調製事業（飲料水及びアイスクリーム生産除く）

1・11・1、動物からの食品生産または貯蔵事業

1・11・2、植物、野菜、果物からの食品生産または貯蔵事業

1・11・3、米または穀物からの植物生産または貯蔵事業

1・11・4、植物、野菜、果物からの飲料生産事業（アルコール含有飲料を除く）

1・11・5、生乳製品生産事業

1・11・6、調味料生産事業

1・11・7、甘味料生産事業（砂糖を除く）

1・11・8、加工（レディ・トゥ・イート）食品、半加工食品生産事業

1・11・9、キャンディ、チョコレート、ガム生産事業

1・11・10、医療食生産事業

[要件] キャンディ、チョコレート、ガム生産事業については工業団地内または投資奨励を受けた工業区に立地しなければならない。

[特典] ①特別に重要な事業に基づく特典を受ける。②加工食品または半加工食品生産・貯蔵事業については重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。③キャンディ、チョコレート、ガム生産事業については、全てのゾーンで機械輸入税免除のみ特典を受ける。

1・12、植物または動物からの油脂生産事業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・13、植物粉またはデクトリン、澱粉生産事業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・14、最新技術を使用しての植物、野菜、果物または花卉の選別、パッキング、保管事業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・15、薬用植物製品生産事業（医薬、石鹼、洗髪剤、歯磨粉及び化粧品を除く）

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・16、天然ゴム製品生産事業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・17、農業副産物または残滓からの製品生産事業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・18、残滓またはゴミ、廃棄物を含む農産物からのアルコールまたは燃料生産事業
[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

1・19、冷蔵倉庫事業または冷蔵倉庫及び冷蔵輸送事業
[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

1・20、農業製品取引センター事業
[要件] ①50ライ以上の土地を有する。②委員会が承認した地域への立地でなければならない。③農業製品に係る事業及びサービスのための面積は全面積の60%以上なければならない。また農業製品の展示または売買、製品評価センター、冷蔵倉庫、倉庫のエリアがなければならない。品質及び含有毒物の検査サービスを提供しなければならない。

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

1・21、農場管理事業
[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

第2章 鉱業、セラミック及び基礎金属

2・1、鉱物探査事業

[要件] ①登録資本金の51%以上の株式をタイ人が合計で有していなければならない。②奨励申請前に許可書（アーチャヤーバット）または特別許可書を有していなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・2、鉱山または採鉱事業（スズは除く）

[要件] 鉱山事業については登録資本金の51%以上の株式をタイ人が合計で有していなければならない。②奨励申請前に事業権許可書（プラターンバット）または鉱業請負許可書（バイアヌヤート・ラップチュアン・ガーンタムムアン）を有していなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・3、大理石・花崗岩採石事業

[要件] ①登録資本金の51%以上の株式をタイ人が合計で有していなければならない。②奨励申請前に事業権許可書（プラターンバット）または鉱業請負許可書（バイアヌヤート・ラップチュアン・ガーンタムムアン）を有していなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・4、精錬事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に

基づく特典を受ける。

2・5、セラミック生産事業

2・5・1、セラミック生産事業（土器、陶器除く）

2・5・2、陶瓦生産事業

2・5・3、アドバンスド・セラミック製品生産事業

[特典] ①仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。②アドバンスド・セラミック製品生産事業については重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

2・6、ガラスまたはガラス製品生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・7耐火材または断熱材生産事業（軽量レンガ除く）

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・8、石膏ボードまたは石膏製品生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・9、公共事業用強化コンクリート製品生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・10、金属粉生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・11、鉄合金生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・12、川上及び川中鉄生産事業

2・12・1、川上鉄、すなわちホットメタル、ピッグアイアン（銑鉄）、スポンジ鉄、DR I、及びホットブリケッティド・アイアン（HB I）

2・12・3、川中鉄、すなわちスラブ、ビレット及びブルーム（塊鉄）

[要件] 川上鉄生産、並びに同一プロジェクトの川上鉄生産から連続した生産プロセスのある川中鉄製品生産は登録資本金に対する負債の比率が2対1を超えてはならない。

[特典] 1、川上鉄生産、並びに同一プロジェクトの川上鉄生産から連続した生産プロセスのある川中鉄製品生産は以下の特典を受ける。

1・1、重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

1・2、投資第三区に立地する場合は第三五条（一）（二）及び（三）に基づく特典。

2、川中鉄の生産の場合は、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・13、川下鉄生産事業

2・13・1、条鋼生産事業、すなわち形鋼、棒鋼、ワイヤ

2・13・2、鋼板生産事業、すなわち熱延・冷延ステンレス鋼板、厚板、熱延・冷延鋼板、メッキ鋼板

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・14、鋼管またはステンレス鋼管生産事業

[特典] ①仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。②継ぎ手なし鋼管またはステンレス鋼管の生産は、特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

2・15、鋳鉄部品生産事業

[特典] ①仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。②誘導炉（インダクション・ファーネス）式の炉を使った鋳鉄部品の生産は、特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

2・16、鍛鉄部品生産事業

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

2・17、非鉄金属の圧延、引き伸ばし、鋳造または鍛造事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

2・18、金属切断及び加工事業

[特典] 第三六条（一）及び（二）に基づく、かつ租税に関係しない特典を受ける。

2・19、ナノ素材生産事業、または自製ナノ素材からの製品生産事業

[要件] 国家ナノテクノロジーセンターからの承認を得なければならない。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

第3章 軽工業

3・1、繊維製品または部材生産事業

3・1・1、天然繊維または合成繊維生産事業

3・1・2、糸生産事業

3・1・3、布地生産事業

3・1・4、染色及び仕上げ事業

3・1・5、プリント及び仕上げ事業

3・1・6、衣料生産事業

- 3・1・7、衣料部材生産事業
- 3・1・8、室内繊維品生産事業
- 3・1・9、絨毯生産事業
- 3・1・10、魚網生産事業

[要件] 1、染色及び仕上げ事業は以下の要件を有していなければならない。

1・1、タイ工業団地公団が定めた工業団地、または法律の基準に従った廃棄物処理システム及び環境保全管理のある投資奨励を受けた工業区に立地していなければならない。

1・2、既存事業地で拡張する事業者については、操業開始から2年以内にISO14000規格保証書を取得していなければならない。

[特典] 1、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

2、一貫繊維工業団地に立地している場合（染色及び仕上げ事業を除く）、以下の特典を受ける。

2・1、全投資区において機械輸入税の免除

2・2、以下の法人所得税免除

(1) 投資1区の場合、5年間の免除

(2) 投資2区の場合、7年間の免除

(3) 投資3区の場合、8年間の免除

2・3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典。

3、機能性繊維及び機能性紡績糸については、特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

4、染色及び仕上げ事業で、タイ工業団地公団が定めた工業団地内、及び一貫繊維工業団地内に立地する場合は以下の特典を受ける。

4・1、機械輸入税の免除

4・2、8年間の法人所得税の免除

4・3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典。

3・2、浸透膜生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

3・3、靴及び部材生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

3・4、鞆及び部材生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

3・5、スポーツ用品及び部材生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

3・6、動物皮革または合成皮革による生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

3・7、宝石及び宝飾品に係る生産事業

[特典] 1、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

2、工場が宝石・宝飾品工業団地、または投資奨励を受けた宝石・宝飾品工業区に立地している場合は以下の特典を受ける。

2・1、全投資区において機械輸入税の免除

2・2、以下の法人所得税免除

(1) 投資1区の場合、5年間の免除

(2) 投資2区の場合、7年間の免除

(3) 投資3区の場合、8年間の免除

2・3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典。

3・8、レンズ、眼鏡または部材の生産事業（眼鏡レンズ除く）

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

3・9、医療器具生産事業

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

3・10、科学器具生産事業

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

3・11、文具または部材の生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

3・12、玩具生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

3・13、楽器生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づく特典を受ける。

3・14、人工物生産事業（禁制木による製品を除く）

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に

基づく特典を受ける。

3・15、ハウスイエアまたは部材の生産事業（禁制木による製品を除く）

〔特典〕 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づき特典を受ける。

3・16、サンドペーパー生産事業

〔特典〕 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づき特典を受ける。

第4章 金属製品・機械・輸送機械

4・1、工具及び計測機具生産事業

〔特典〕 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づき特典を受ける。

4・2、機械・機器及び部材生産事業

4・2・1、工学的設計のある機械・機器及び部材の生産事業

4・2・2、農業及び食品生産工業で使用される機械・機器

4・2・3、省エネルギーまたは代替エネルギー使用機械・機器生産事業

4・2・4、金型生産または保守事業

4・2・5、その他の機械・機器及び部材の生産事業

〔要件〕 省エネルギーまたは代替エネルギー使用機械・機器の生産は、エネルギー省から承認を受けた項目に基づき生産でなければならない。

〔特典〕 1、以下の事業については、重要性があり、特別に国益に資する事業に基づき特典を受ける。

1・1、工学的設計のある機械・機器及び部材の生産事業

1・2、農業及び食品生産工業で使用される機械・機器の生産事業

1・3、省エネルギーまたは代替エネルギー使用機械または機器の生産事業

2、以下の事業については、特別に重要な事業に基づき特典を受ける。

2・1、金型生産または保守事業

2・2、その他の機械・機器及び部材の生産事業

4・3、金属製品並びに金属部品生産事業

〔特典〕 1、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づき特典を受ける。

2、焼結部品の生産、及び（誘導炉（インダクション・ファーネス）式の炉を使った）鋳鉄部品の生産から連続した生産工程を有する鉄製品または鉄部品の生産、または同一プロジェクト内の鍛鉄部品の生産については、特別に重要な事業に基づき特典を受ける。

4・4、メッキまたはラミネート、もしくは酸化皮膜事業

[要件] 委員会が承認したところの最新工程でなければならない。

[特典] 1、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

2、タイ工業団地公団が定めた工業団地内の立地であれば、特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

4・5、熱処理事業

[要件] シアン化剤使用がある場合は工業団地または奨励を受けた工業区内に立地していなければならない。

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

4・6、造船または船修理事業

4・6・1、500グロストン以上の造船または船修理事業

4・6・2、500グロストン未満の造船または船修理事業（木造船または鉄造船を除く）

[要件] 投資第一区に立地する場合はすべての投資規模において、操業開始日から2年以内にISO14000規格に基づく品質システム保証書を取得しなければならない。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

4・7、電気システムにより駆動する輸送機械生産事業（仏暦二五二二年自動車法令に基づき登録できないもの）

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

4・8、汽車または電車もしくはその機器または部品生産事業（軌道システムのみ）

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

4・9、航空機生産・修理または改造、並びに航空機部品機器または機上使用具事業

[要件] 航空機改造についてはタイプ証明書の変更を有するレベルでの改造でなければならない。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

4・10、輸送機械部品生産事業

4・10・1、輸送機械部品生産

4・10・2、自動二輪車の4ストロークエンジン生産

4・10・3、自動車エンジン生産

4・10・4、国際標準の省エネルギー自動車向けの輸送機械部品生産

[特典] 1、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

2、以下の製品の生産については、特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

2・1、ABS生産

2・2、触媒コンバータ用サブストレート生産

- 2・3、電子燃料インジェクションシステム生産
- 2・4、自動車用トランスミッション生産
- 2・5、電気システム駆動輸送機械用バッテリー生産
- 2・6、ハイブリッド車または燃料電池車などの自動車用トラクションモーター生産
- 2・7、電子安定制御（ESC）生産
- 2・8、リジェネレーティング・ブレーキシステム生産
- 2・9、自動車用電気使用空調システム生産
- 2・10、輸送機械タイヤ生産
- 2・11、飛行機再生タイヤ生産
- 3、世界標準の省エネ自動車用輸送機械部品生産は以下の特典を受ける。
 - 3・1、委員会が承認した期間に従い全投資区で機械輸入税免除。
 - 3・2、8年を超えない期間、全投資区で法人所得税の免除。
 - 3・3、各種類の相当性、及び委員会が承認した期間に従い90%を超えない範囲で原料及び完成部品輸入税を減免。
 - 3・4、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典。
 - 4・11、自動二輪車生産事業
 - 4・11・1、4ストローク自動二輪車生産
 - [要件] 1、4ストロークエンジン種の自動二輪車である。
 - 2、年産能力が5万台以上でなければならない。
 - 3、タイ国籍者が登録資本金の60%以上を合わせて株式保有していなければならない。
 - 4、車体構造溶接及び塗装からの生産工程を有していなければならない。
 - 5、部品生産投資及び部品使用計画を提出し、委員会から承認を受けなければならない。
 - 6、タイの部品生産者の開発計画がなければならない。
 - 7、職能・テクノロジー・イノベーション開発政策に基づく投資があったとしても、追加の法人所得税免除の権利は受けられない。
 - [特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。
 - 2、以下の法人所得税免除。
 - 2・1、投資一区・二区への立地の場合、法人所得税免除は受けられない。
 - 2・2、投資三区への立地の場合、三年間の法人所得税免除。ただし以下の場合には五年間の法人所得税免除。
 - (1) タイ国籍者が登録資本金の70%以上を合わせて株式保有している。
 - (2) 生産及び主要部品（エンジン、動力伝達システム、燃料システム、振動防止システム及びブレーキシステム）使用計画を提出し、委員会から承認を受けた。
 - 3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

4・11・2、大型自動二輪車生産

[要件] 1、排気量が500cc以上の4ストロークエンジン種の自動二輪車である。

2、車体構造溶接及び塗装からの生産工程を有していなければならない。

3、部品生産投資及び部品使用計画を提出し、委員会から承認を受けなければならない。

4、職能・テクノロジー・イノベーション開発政策に基づく投資があったとしても、追加の法人所得税免除の権利は受けられない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、法人所得税免除は受けられない。ただしエンジン生産、マシニング、シリンダーヘッド及びクランクケースといった主要部品の生産から始める生産工程を有している場合は、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典を受ける。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

4・12、自動生産事業

4・12・1、自動車生産

[特典] 1、法人所得税免除の特典は受けられない。

2、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

4・12・2、パッケージ・プロジェクトである自動車生産

[要件] 1、自動車組み立て事業に供給するための4・12・1種自動車生産事業、4・10・1種輸送機械部品生産事業、及び/または4・10・3種自動車用エンジン生産事業からなるパッケージ・プロジェクトとして提出しなければならず、土地代及び運転資金を含めずに100億パーツ以上のプロジェクト全体の投資規模がなければならない。

2、自動車組み立て事業は明瞭な生産計画及び市場計画がなければならない。

3、輸送機械部品生産事業及び/または自動車用エンジン生産事業は、自グループの共同事業における自動車組み立て事業のみに供給する生産でなければならない。

[特典] 1、自動車生産

1・1、全投資区での機械輸入税免除。

1・2、法人所得税減免は受けられない。

1・3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

2、輸送機械部品生産及び/または自動車用エンジン生産

2・1、全投資区での機械輸入税免除。

2・2、法人所得税免除及びその他の特典は、4・10・1種輸送機械部品生産事業、及び/または4・10・3種自動車用エンジン生産事業に基づき受ける。

4・12・3、乗用車生産

[要件] 1、生産開始後の5年間のうちに年間10万台以上の実生産（アクチュアル・プロダクション）数量がなければならない。

2、投資奨励委員会が承認したところに基づく同一の主プロジェクトの基礎から立ち上がった生産でなければならない。

3、法人所得税免除の5年間の期間内に、土地代と運転資金を除く投資規模が150億パーツ以上なければならない。

4、部品生産及び部品使用計画を提出し、投資奨励委員会から承認を受けなければならない。

5、職能・テクノロジー・イノベーション開発政策に基づく投資があつたとしても、追加の法人所得税免除の権利は受けられない。

6、第1項の要件に基づき生産できない場合、投資奨励委員会が定めた原則及び要件に従い法人所得税免除の特典を失う。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、全投資区での5年間の法人所得税免除。

3、第三五条（一）に基づく法人所得税減免の権利は受けられない。

4、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

4・12・4、新タイプの自動車生産

[要件] 1、生産開始後の5年間のうちに年間10万台以上の実生産（アクチュアル・プロダクション）数量がなければならない。

2、新たな自動車組み立てライン設置のための投資がなければならない。

3、土地代と運転資金を除く投資規模が100億パーツ以上なければならない。

4、タイ国内で生産されたことのない新タイプの自動車生産で、かつプロジェクトにおいて、ハイブリッド・ドライブ・システム、ブレーキ・エネルギー・リジェネレーションまたはエレクトロニック・スタビリティ・コントロール・システムなど、投資奨励委員会が承認したところに基づく新技術システムの搭載のある自動車生産でなければならない。

5、部品生産及び部品使用計画を提出し、投資奨励委員会から承認を受けなければならない。

6、奨励証に定めた期間の延長は認可しない。

7、職能・テクノロジー・イノベーション開発政策に基づく投資があつたとしても、追加の法人所得税免除の権利は受けられない。

8、仏暦二五五三年（西暦二〇一〇年）一二月三十一日までに投資奨励を申請しなければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、土地代と運転資金を除く投資規模が100億パーツ以上であれば、全投資区での5

年間の法人所得税免除。

3、土地代と運転資金を除く投資規模が150億パーツ以上であれば、全投資区での6年間の法人所得税免除。

4、仏暦二五五二年（西暦二〇〇九年）一二月三十一日までに投資奨励を申請すれば、法人所得税免除を追加で1年間さらに受ける。

5、第三条（一）に基づく法人所得税減免の権利は受けられない。

4、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

4・13、多目的エンジン及び機器生産事業

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

4・14、天然ガス使用輸送機械及び機器生産事業

4・14・1、天然ガス使用バス及び大型トラック生産

4・14・2、CNGタンクまたはLNGタンク生産

4・14・3、天然ガス自動車（NGV）用エンジン、部品及び機器生産

4・14・4、天然ガスサービスステーション用機器生産

[要件] CNGまたLNGタンク生産、NGV用エンジン・部品・機器生産、及び天然ガスサービスステーション用機器生産は、関係機関から規格保証を受けなければならない。

[特典] 1、天然ガス使用バス及び大型トラックの生産は以下の特典を受ける。

1・1、全投資区での機械輸入税免除。

1・2、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

2、以下の生産は、特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

2・1、CNGまたはLNGタンク生産。

2・2、NGV用エンジン、部品、機器生産。

2・3、天然ガスサービスステーション用機器生産。

4・15、燃料電池生産事業

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

4・16、輸送機械部品及び電機・電子機器修理事業

[要件] 自由貿易区、自由貿易向け保税區、保税區または無税區に立地しなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づく特典を受ける。

4・17、工業用機械・機器修理事業

[要件] 機械の重要部品を修理する能力がなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に

基づく特典を受ける。

4・18、貨物コンテナ生産またはメンテナンス事業

[特典] 1、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づき特典を受ける。

2、ロジスティック産業区（ロジスティックパーク）内に立地するプロジェクトは、特別に重要な事業に基づき特典を受ける。

4・19、建設または工業用金属構造生産事業（ファブリケーション・インダストリー）、またはプラットフォーム修繕事業

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

2・1、投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

2・2、投資二区に立地する場合は6年間の法人所得税免除。工業団地または投資奨励を受けた工業区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

4・20、完成住宅（CBU）または完成住宅の構成部材（CKD）生産事業

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、第三六条（一）及び（二）に基づき特典。

3、租税に関係しない特典。

第5章 エレクトロニクス及び電機工業

5・1、工業用電機生産事業

[特典] エレクトロニクス及び電機工業向けの特典を受ける。

5・2、電機生産事業

[特典] エレクトロニクス及び電機工業向けの特典を受ける。

5・3、電機に使用する部品または機器の生産事業

5・3・1、電球生産事業

5・3・2、輸送機械用バッテリーを除く電池生産事業

5・3・3、電線またはエナメル線生産事業

5・3・4、その他電機用部品または機器生産事業

[特典] エレクトロニクス及び電機工業向けの特典を受ける。

5・4、エレクトロニクス製品生産事業

5・4・1、消費用エレクトロニクス製品生産事業。

5・4・2、事務所用エレクトロニクス製品生産事業。

5・4・3、工業用エレクトロニクス製品生産事業。

5・4・4、通信機器生産事業。

5・4・5、農業用エレクトロニクス製品生産事業。

5・4・6、その他エレクトロニクス生産事業。

[特典] 1、エレクトロニクス及び電機工業向けの特典を受ける。

2、工業用エレクトロニクス製品、通信機器、及び農業用エレクトロニクス製品生産事業は、以下の特典を受ける。

2・1、特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

2・2、機械輸入税免除はエレクトロニクス及び電機工業への特典に基づく。

5・5、エレクトロニクス部品及び／または機器、エレクトロニクス製品に使用する部品及び／または機器生産事業。

5・5・1、半導体生産事業。

5・5・2、記憶媒体生産事業。

(1) ハードディスクドライブ及びハードディスクドライブ用部品生産事業。

(2) その他記憶媒体生産事業。

5・5・3、トランスミッションラインまたは同セット生産事業。

5・5・4、通信機器用部品生産事業。

5・5・5、医療用エレクトロニクス製品部品生産事業。

5・5・6、農業用エレクトロニクス製品部品生産事業。

5・5・7、輸送機械用エレクトロニクス部品生産事業。

5・5・8、フレキシブルPCまたは多層PCB生産事業。

5・5・9、その他エレクトロニクス部品及び／または機器、その他エレクトロニクス製品に使用する部品及び／または機器生産事業。

5・5・10、太陽電池及び太陽電池生産原料生産事業。

(1) 太陽電池生産事業。

(2) 太陽電池生産原料、すなわち純シリコン(99.9999%)、ウエハー、及び透明導電膜ガラス生産事業。

5・5・11、ハードディスクドライブ用メディア／プラッター生産事業。

5・5・12、フラットパネル・ディスプレイ生産事業。

[要件] 1、以下の事業は旧機械の改善投資も投資奨励を受けるプロジェクトの一部とみなす。

1・1、IC生産事業。

1・2、ハードディスクドライブ及びハードディスクドライブ部品生産事業。

1・3、ハードディスクドライブ用メディア／プラッター生産事業。

2、以下の事業は投資奨励委員会が承認した製造法を有していなければならない。

2・1、フレキシブルPCまたは多層PCB生産事業。

2・2、太陽電池生産事業。

2・3、ハードディスクドライブ用メディア／プラッター生産事業。

2・4、フラットパネル・ディスプレイ生産事業。

[特典] 1、エレクトロニクス及び電機工業向けの特典を受ける。

2、以下の事業、

2・1、半導体生産事業

2・2、ハードディスクドライブ及びハードディスクドライブ部品生産事業

2・3、通信機器部品生産事業

2・4、医療用エレクトロニクス製品向け部品生産事業

2・5、農業用エレクトロニクス製品向け部品生産事業

2・6、輸送機器用エレクトロニクス製品向け部品生産事業

2・7、フレキシブルPCまたは多層PCB生産事業

は以下の特典を受ける。

(1) 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

(2) 機械輸入税免除はエレクトロニクス及び電機工業への特典に基づく。

3、以下の事業、

3・1、太陽電池及び太陽電池生産原料生産事業

3・2、ハードディスクドライブ用メディア／プラッター生産事業

3・3、フラットパネル・ディスプレイ生産事業

は以下の特典を受ける。

(1) 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

(2) 機械輸入税免除はエレクトロニクス及び電機工業への特典に基づく。

5・6、マイクロエレクトロニクス用生産材またはウエハー生産事業

5・6・1、ウエハー。

5・6・2、薄膜（ティンフィルム）技術。

[要件] 1、投資奨励委員会が承認した製造法を有していなければならない。

2、旧機械の改善投資も投資奨励を受けるプロジェクトの一部とみなす。

[特典] 1、重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

2、機械輸入税免除はエレクトロニクス及び電機工業への特典に基づく。

5・7、エレクトロニクス設計事業。

5・7・1、マイクロエレクトロニクス設計。

5・7・2、埋め込み（エムベジド）システム設計。

5・7・3、プロトタイプ設計。

[要件] 販売、または直接奨励を受けた事業に係る結果としてのサービス提供からの収入、もしくは自己または他者を雇用しての商業生産からの収入は、投資奨励を受けた収入であるとみなす。

[特典] 1、重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

2、機械輸入税免除はエレクトロニクス及び電機工業への特典に基づく。

5・8、ソフトウェア事業。

5・8・1、エンタープライズ・ソフトウェア。

5・8・2、デジタル・コンテンツ。

(1) アニメーション、マンガ&キャラクター。

(2) コンピュータ・ジェネレイテッド・イメージリー (CGI)。

(3) ウェブベースド・アプリケーション及びクラウド・コンピューティング。

(4) イントラアクティブ・アプリケーション。

(5) ゲーム/ウインドウズベースド、モバイルプラットフォーム、コンソール、PDA、オンラインゲーム、マッシブ・マルチプレーヤー・オンラインゲーム (MMOG) など。

(6) ワイヤレス・ロケーション・ベースド・サービス・コンテンツ。

(7) ヴィジュアルエフェクト。

(8) マルチメディア・ビデオコンファレンシング・アプリケーション。

(9) Eラーニング・コンテンツ・ヴィア・ブロードバンド&マルチメディア。

5・8・3、エムベデド・ソフトウェア。

[要件] 1、国家ソフトウェア産業振興事務局が定めた、もしくは承認したところに基づくソフトウェア開発プロセスを有していなければならない。

2、1000万パーツ以上（土地代及び運転資金含まず）の投資プロジェクトは、操業開始日から2年以内に、国家ソフトウェア産業事務局から規格保証書を取得する、またはキャパビリティ・マチュリティ・モデル・インテグレーション (CMMI) 規格もしくは同等の規格に基づく品質システム保証書を取得するようにしなければならない。取得できない場合、法人所得税免除の特典が1年取り消される。

3、直接奨励を受けたソフトウェアに関係する結果としての販売またはサービス提供からの収入は、投資奨励を受けた収入であるとみなす。

[特典] 1、重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

2、機械輸入税免除はエレクトロニクス及び電機工業への特典に基づく。

5・9、エレクトロニクス商業事業。

[特典] エレクトロニクス及び電機工業への特典に基づく機械輸入税免除のみ、租税上の特典を受ける。

第6章 化学品、紙及びプラスチック工業

6・1、化学品生産事業

[要件] 化学的プロセスを有していなければならない。

6・2、工業用化学製品生産事業。

[要件] 化学的プロセスを有していなければならない。

6・3、環境にやさしい化学品生産事業（エコ・フレンドリー・ケミカルズ）。

[要件] 1、化学的プロセスもしくは生化学技術を有していなければならない、または連結する工業にとって必要な原料もしくは資材の生産でなければならない。

2、全体として環境の影響、生命サイクルへの影響が軽減される化学品でなければならない。例えば、

2・1、循環資源（リニューアブル・リソース）からの原料を使用する。

2・2、生産で持続的科学技术イノベーション（サステナブル・グリーン・ケミストリー）を使用する。

2・3、汚染を起こさずに生分解する製品である。

2・4、生命体及び生態系への有害性を軽減する製品である。ISO規格（ISO14040シリーズ）に基づく、または工業製品規格事務局により定められた規格に基づき、ライフサイクル・アセスメント（LCA）評価法によって環境への影響が全体的に軽減することを評価できる製品である。

3、国家科学技術開発事務局、国家イノベーション事務局のような関係機関から承認を受けなければならない。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

6・4、環境にやさしい製品（エコフレンドリー・プロダクト）の生産事業。

6・4・1、環境にやさしい梱包材。

6・4・2、環境にやさしいプラスチックまたはポリマー製品。

[要件] ISO規格（ISO14040シリーズ）に基づく、または工業製品規格事務局により定められた規格に基づき、ライフサイクル・アセスメント（LCA）評価法によって環境、生命サイクルへの影響が全体的に軽減することを確認できるものの、プラスチックまたはポリマーから成型される梱包材または製品でなければならない。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

6・5、医薬及び／または医薬の主要成分の生産事業。

[要件] 1、操業開始日から2年以内にPIC/S指針に基づきGMP規格の保証を取得するようにしなければならない。

2、旧事業の改変である場合、

2・1、既存の機械を奨励を受けるプロジェクトで使用することを許可するが、その機械の価額を法人所得税免除を受ける投資額に含めることはできない。

2・2、職能・テクノロジー・イノベーション開発政策に基づく投資に対する追加特典供与の原則に基づく特典は受けられない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

2・1、投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

2・2、投資二区に立地する場合は6年間の法人所得税免除。工業団地または投資奨励

を受けた工業区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

2・3、投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

6・6、化学肥料生産事業。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

6・7、農薬生産事業。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

6・8、塗料生産事業。

6・8・1、染色剤。

6・8・2、色素。

6・8・3、印刷用インキ。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

6・9、化粧品成分生産事業。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

6・10、石油精製事業。

[特典] 全投資区での機械輸入税免除のみ租税上の特典を受ける。

6・11、石油化学製品生産事業。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

6・12、プラスチック製品またはプラスチック・コーティング製品の生産事業。

[要件] プラスチックによる成型またはコーティング・プロセスがなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

6・13、紙パルプ生産事業。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

6・14、紙生産事業。

[要件] ハイジーニック種の紙生産は操業開始日から2年以内にGMP規格保証書を取得するようにならなければならない。取得できない場合は、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

[特典] 1、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原

則に基づく特典。

2、ハイジーニック種の紙生産は以下の特典を受ける。

2・1、全投資区での機械輸入税免除。

2・2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は6年間の法人所得税免除。工業団地または投資奨励を受けた工業区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

2・3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

6・15、パルプまたは紙からの物品生産事業。

[要件] ハイジーニック種の紙からの物品生産は操業開始日から2年以内にGMP規格保証書を取得するようにしなければならない。取得できない場合は、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

[特典] 1、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典。

2、ハイジーニック種の紙からの物品生産は以下の特典を受ける。

2・1、全投資区での機械輸入税免除。

2・2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は6年間の法人所得税免除。工業団地または投資奨励を受けた工業区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

2・3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

6・16、印刷物生産事業。

[要件] 以下のいずれかの部分、または複数の部分を包含した、投資奨励委員会から承認したところに基づく最新工程を有していなければならない。

*印刷前工程

*印刷工程

*印刷後工程

[特典] 1、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典。

2、印刷工業団地または奨励を受けた印刷工業区に立地する場合は以下の特典を受ける。

2・1、全投資区での機械輸入税免除。

2・2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

2・3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

第7章 サービス事業及び公共事業

7・1、公共事業及びインフラサービス。

7・1・1、電力または蒸気生産事業。

7・1・2、上水または工業用水生産事業。

7・1・3、事業権事業。

7・1・4、外洋船に対する貨物ハンドリング事業。

7・1・5、輸出のためのコンテナ検査及び積載所、または船舶接岸区域外でのコンテナ・システム輸送の内陸コンテナ基地事業。

7・1・6、商業空港事業。

7・1・7、衛星通信事業。

7・1・8、電話サービス事業。

7・1・9、天然ガス分離プラント事業。

[要件] 関係する国の機関から承認を得なければならない。

[特典] 1、特別に重要な事業に基づく特典。

2、農産物からのエネルギー、バイオガス及び風力など循環エネルギーを使用する場合のみ、電力または蒸気の生産は、重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典を受ける。

3、衛星通信事業は以下の特典を受ける。

3・1、外国から得る収入に限定して8年間の法人所得税免除のみ、租税上の特典を受ける。

3・2、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

4、電話サービス事業は租税に関係しない特典のみ受ける。

7・2、天然ガス・サービスステーション事業。

[特典] 1、全投資区における機械輸入税の免除のみ租税上の特典を受ける。

2、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

7・3、観光振興のための事業。

7・3・1、観光船停泊サービス。

[要件] 船を持ち上げる設備、陸上停泊地、船修繕のための停泊所など諸利便施設を有していなければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

7・3・2、観光船運航または観光船リース事業。

[要件] 関係する国の機関から承認を得なければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、5年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

7・3・3、遊園地事業。

[要件] 1、土地代及び運転資金を含まない投資額が5億バーツ以上なければならない。

2、プロジェクトの構成部分について投資奨励委員会の承認を得なければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典を受ける。

7・3・4、芸術文化展示センターまたは工芸品展示センター事業。

[要件] 土地代及び運転資金を含まない投資額が2000万バーツ以上なければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく

くその他の特典を受ける。

7・3・5、水棲動物パーク事業。

[要件] 1、土地代及び運転資金を含まない投資額が1億バーツ以上なければならない。

2、環境影響研究報告書を作成しなければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づ

くその他の特典。

7・3・6、自動車レース場事業。

[要件] 1、関係する国の機関から承認を得なければならない。

2、FIAまたはFIMから規格承認を得なければならない。

3、近隣居住者への危険、困苦防止策、制御策がなければならない。

4、環境影響研究報告書を作成しなければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づ

くその他の特典。

7・3・7、野外動物園事業。

[要件] 1、土地代及び運転資金を含まない投資額が5億バーツ以上、土地面積が500ライ以上なければならない。

2、プロジェクトの構成部について投資奨励委員会の承認を得なければならない。

3、全面積の30%は緑地に、15%は駐車場としなければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づ

くその他の特典。

7・3・8、ケーブルカー事業。

[要件] 関係する国の機関から承認を得なければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

7・4、観光支援事業。

7・4・1、大規模会議ホール事業。

[要件] 1、会議スペースが4000㎡以上、うち最大の会議室が3000㎡以上なければならない。

2、プロジェクトに相当の機具及び利便施設がなければならない。

3、設計図が投資奨励委員会から承認を受けなければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

7・4・2、国際商品展示センター事業。

[要件] 1、商品展示スペースが2万5000㎡以上なければならない。

2、商品展示ホールの全てに商談室がなければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

7・4・3、ホテル事業。

[要件] 宿泊室が100室以上、または土地代と運転資金を除いた投資額規模が5億バーツ以上でなければならない。

[特典] 1、投資一区または投資二区、及びハジャイ郡、チェンマイ・ムアン郡に立地

するプロジェクトは租税に関係しない特典のみを受ける。

2、投資三区（第2・1項及び第2・3項を除く）に立地するプロジェクトは機械輸入税免除及び租税に関係しない特典のみを受ける。

3、ガラシン、ナコンパノム、ナラティワート、ナーン、ブリラム、パッタニ、パヤオ、プレー、マハサラカム、ヤソートン、ヤラー、ロイエット、シーサケート、サコンナコン、サトゥン、スリン、ノンブアラムプー、チャイヤプーム、ノンカイ、ウボンラチャタニ、ウドンタニ及びアムナートジャルーン県に立地するプロジェクトは仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

7・4・4、高齢者向け宿泊所及び福祉センター事業。

[要件] 関係する国の機関の標準に基づくサービスを有していなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく機械に関するもののみ租税上の特典を受ける。

7・4・5、健康リハビリセンター事業。

[要件] 関係する国の機関の標準に基づくサービスを有していなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく機械に関するもののみ租税上の特典を受ける。

7・4・6、ロングステイ支援のためのサービス事業。

[要件] 1、関係する国の機関から承認を受けなければならない。

2、宿泊所、健康管理及び観光などの諸サービスを用意しなければならない。

[特典] 租税に関係しない特典のみを受ける。

7・5、中低所得者向け住宅事業。

[要件] 1、全投資区において50戸以上の住宅があるようにしなければならない。

2、投資一区立地プロジェクト。コンドミニウム建設の場合は1戸あたり28㎡以上の面積があるようにしなければならない。販売価格は1戸あたり100万バーツ以下（土地代含む）でなければならない。長屋または一戸建ての場合は1戸あたり70㎡以上の面積を有していなければならない。販売価格は120万バーツ以下（土地代含む）でなければならない。

3、投資二区または投資三区に立地するプロジェクトは、1戸あたり30㎡以上の面積を有していなければならない。販売価格は60万バーツ以下（土地代含む）でなければならない。

4、設計図及び建物設計図が投資奨励委員会から承認を受けなければならない。

5、建築物管理法令または関係するその他の法律に基づき建物建設許可を得なければならない。

[特典] 以下の法人所得税免除。

1、投資一区及び投資二区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

7・6、タイ映画制作、映画制作事業へのサービス、またはマルチメディア・サービス事業。

[要件] 1、投資奨励委員会が定めた以下の機械、機器及び事業範囲を有していなければならない。

1・1、映画とはドキュメンタリー、テレビ番組、及び諸スポット広告も意味する。

1・2、投資奨励を受ける映画制作事業にはスポット広告を含まない。

1・3、映画制作事業へのサービス提供またはマルチメディア・サービスとは、以下の機械、機器及び事業範囲を有する事業を意味する。

(1) 撮影及び／または映画撮影を構成する機器のリースサービスは、撮影カメラ、撮影ライト機器、発電機、カメラ移動補助機器、諸形態におけるカメラ固定機器など主たる機械、機器がなければならない。

(2) 映像フィルム現像・プリントサービスは、フィルム現像機、フィルム・プリント機、フィルム彩色機、フィルム切断・接続機及びフィルム・クリーニング機など主たる機械、機器を有していなければならない。

(3) 映画録音サービスはデジタル式録音セット、デジタル式音声切断接続機、デジタル式音声混合機及び標準レベルの録音室など主たる機械、機器がなければならない。

(4) 映像面のテクニック・サービスは、カメラ本体内で実現不可能な映画・テレビ番組制作のための特別撮影機械及び機器がなければならない。主たる機械、機器としては標準精細度（スタンダード・ディフィニッション）または高精細度（ハイ・ディフィニッション）デジタルビデオ信号記録機、フィルム信号のビデオ式変換機、映像編集機、デジタル・コンポジティング&スペシャルイフェクト・クリエーション機がある。

(5) 外国から来てタイ国内で撮影する映画のコーディネーター・サービス。そのサービスの範囲には公的機関への許可申請、撮影地の探索、人物、機器、機器へのアクセスがある。

(6) 標準をクリアした映画及びテレビ番組撮影所の賃貸サービス。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、全投資区での5年間の法人所得税免除。及び映画産業区（ムービータウン）内の立地であれば8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

7・7、病院事業。

[要件] 1、ベッド数が50床以上なければならない。

2、保健省が定めた標準に従わなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

7・8、工業事業のための土地開発事業。

7・8・1、工業区事業

[要件] 1、バンコク都及びサムットプラカン県では奨励しない。

2、面積は500ライ以上なければならない。

3、工場立地スペースは全面積の60%以上かつ75%以下でなければならないが、全面積が1000ライ超であれば投資奨励委員会の承認したところに基づき定める。

4、その他の要件は以下のように投資奨励委員会が定めたところに従う。

4・1、メイン道路の標準。

(1) 面積が1000ライ超の場合。幅30メートル以上4車線、路面が14メートル以上で、分離帯及び歩道がそれぞれ2メートル以上。このほか路面または路肩は自動車が緊急停車するに十分な幅がなければならない。

(2) 面積が500ライ超～1000ライ以下の場合。幅20メートル以上2車線、路面が7メートル以上で、歩道がそれぞれ2メートル以上。このほか路面または路肩は自動車が緊急停車するに十分な幅がなければならない。

(3) 面積が100ライ超～500ライ以下の場合。幅16メートル以上2車線、路面が7メートル以上で、歩道がそれぞれ2メートル以上。このほか路面または路肩は自動車が緊急停車するに十分な幅がなければならない。

4・2、サブ道路の標準は、路面が8・5メートル以上、路肩がそれぞれ2メートル以上。

4・3、廃水処理システムは処理後の貯水池を有し、廃水の形質にふさわしいものでなければならない。廃水処理は法律が定めた排水基準に従わなければならない。

4・4、廃水の排水システムは雨水の排水システムと厳格に分離しなければならない。

4・5、投資奨励委員会が承認したところに基づくゴミ集積、収拾、処理所があるようにしなければならない。

4・6、入居する工場は、天然資源・環境政策企画事務局の専門家委員会から承認された環境影響報告に定めたところに基づくターゲット工業及び禁止工業と適合した工場でなければならない。

4・7、工業区に入居する工場に対し電力、上水、用水、電話及び郵便など公共サービスがなければならない。

4・8、奨励証交付日から2年以内に、全ての土地の約25%、または投資奨励委員会が承認した数値に従い土地を改良し、公共サービス面で準備を整えなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づき受ける。

7・8・2、工場及び/または倉庫のための建物開発事業。

[要件] 1、工業団地内、奨励を受けた工業区内、または奨励を受けたロジスティック産業区内に工場及び/または倉庫棟を建設しなければならない。

2、設計図が投資奨励委員会から承認を得なければならない。

3、工場棟建設は工場法及び建設管理についての法律に従わなければならない。

4、複数階の工場建物の場合、12階を超えない高さでなければならない。

[特典] 1、全投資区で機械輸入税の減免は受けない。

2、ロジスティック産業区内に立地する場合、工業団地または投資奨励を受けた工業区と同じ法人所得税免除を受ける。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

7・8・3、自由貿易区のための保税区及び無税区事業。

[要件] 1、土地面積は200ライ以上なければならない。

2、バンコク都内では奨励しない。

3、サムットプラカン県については、投資奨励委員会が承認した工業向けについてのみ奨励する。

4、奨励申請前に関係する国の機関から承認を受けなければならない。

[特典] 工業団地または投資奨励を受けた工業区と同じ特典を受ける。

7・8・4、ソフトウェア産業区事業。

[要件] 1、全区域内に高速・ファイバーケーブル式のメイン通信システムがなければならない。

2、国内及び国際通信センターとの間に高速通信線を有するメイン通信システムを有していなければならない。

3、予備電力システムを有していなければならない。

4、面積は1万㎡以上なければならない。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

7・8・5、宝石・ジュエリー工業区事業。

[要件] 1、土地面積は100ライ以上なければならない。

2、宝石・ジュエリーに関する工業事業のためのスペースは全面積の40%以上なければならない。

3、宝石・ジュエリー販売取引のためのスペースがなければならない。

4、相当の安全保障システムがなければならない。

5、会議室、商品展示室、ビジネスセンターがなければならない。

6、相当の規模で駐車場スペースがなければならない。

[特典] 1、重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

2、宝石・ジュエリー工業団地または奨励を受けた宝石・ジュエリー工業区内に立地する宝石・ジュエリーに関する生産事業は、以下の特典を受ける。

2・1、全投資区での機械輸入税免除。

2・2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

2・3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

7・8・6、環境保全のための工業団地事業。

(1) 一貫繊維工業団地。

(2) 皮なめし事業のための工業団地。

(3) メッキ事業のための工業団地。

[要件] 1、奨励申請前にタイ工業団地公団から承認を得なければならない。

2、一貫繊維工業団地事業は土地面積が500ライ以上なければならない。

[特典] 1、特別に重要な事業に基づく特典。

2、一貫繊維工業団地内に立地する繊維製品事業または関連するその他の事業（染色及び仕上げ事業を除く）は、以下の特典を受ける。

2・1、全投資区での機械輸入税免除。

2・2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

2・3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

7・8・7、印刷工業区事業。

[要件] 1、面積は500ライ以上、全面積のうち工場用地は60%以上、75%以下なければならない。

2、印刷物に関係する工業のためのスペースは全工場用地の80%以上なければならない。

3、プロジェクト内に以下のサービス及び便利施設がなければならない。

3・1、印刷前サービス、印刷後サービス、及び機械修理サービス。

3・2、印刷面の訓練所。

3・3、プロジェクト事業地内に24時間サービスの印刷面の商品配布センター。

3・4、工業区事業に係る標準、タイ工業団地公団がこの事業のために特定した標準に基づく公共サービス。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、全投資区での8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

4、印刷工業団地または奨励を受けた印刷工業区内に立地する印刷に関する事業は以下の特典を受ける。

4・1、全投資区での機械輸入税免除。

4・2、以下の法人所得税免除。

(1) 投資一区に立地する場合は5年間の法人所得税免除。

(2) 投資二区に立地する場合は7年間の法人所得税免除。

(3) 投資三区に立地する場合は8年間の法人所得税免除。

2・3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

7・8・8、映画産業区（ムービータウン）事業。

[要件] 1、映画産業区内に以下の利便施設がなければならない。

1・1、事業地内外に標準の映画及び／またはテレビ番組撮影所（インドアスタジオ&アウトドアスタジオ）。

1・2、映画事業に対する撮影後サービス。すなわち映画フィルム現像・プリント、コンピュータによる特殊映像及びアニメーション映像の技術サービス、映画に対する録音室サービス。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、全投資区での8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づくその他の特典。

7・8・9、科学・技術区事業。

[要件] 1、インキュベーションセンターがなければならない。

2、国内及び国際情報通信システムがなければならない。

3、予備電力システムがなければならない。

4、投資奨励委員会が承認したその他の利便施設がなければならない。

[特典] 1、重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

2、法人所得税免除期間終了日から5年間、純益の50%について法人所得税減免。

7・8・10、ロジスティック産業区（ロジスティックパーク）事業。

[要件] 1、200ライ以上の面積を有し、合計5万㎡以上のリースまたは販売目的の倉庫の建設投資がなければならない。

2、港湾、空港、国境税関、内陸コンテナ基地（ICD）から50キロメートルの半径内、または自由貿易区もしくは無税区に立地しなければならない。

3、一部または全部の土地を自由貿易区もしくは無税区としなければならない。

4、コンテナ貨物入れ替え・積み下ろし所、またはトラック基地、及び50本以上のコンテナ保管、預かり所がなければならない。

5、ロジスティック産業区と国内及び国際通信センターを結ぶ高速通信線を有するメイン通信システムがなければならない。

6、登録資本金の51%以上をタイ人株主が保有しなければならない。

7、関係機関から承認を受けなければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、全投資区での8年間の法人所得税免除。

3、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

7・8・11、サービス産業区事業。

[要件] 1、500ライ以上の面積を有していなければならない。

2、工場用地はプロジェクト面積の10%以下でなければならない。

3、タイ工業団地公団が定めた公共システム及び便利施設があるようにしなければならない。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づき受ける。

7・8・12、農産物加工区事業。

[要件] 1、500ライ以上の面積を有していなければならない。

2、工場用地はプロジェクト面積の60%以上、75%以下でなければならない。

3、第1章の業種の範疇にある事業地が工場用地の80%以上なければならない。

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

7・9、大規模大衆・貨物輸送事業。

7・9・1、大衆輸送電車事業及び/または鉄道事業（軌道システムまたは軌道・道路併用システムのみ）。

7・9・2、パイプライン輸送事業。

7・9・3、空輸事業。

7・9・4、水上輸送事業。

7・9・5、フェリー船事業。

7・9・6、曳航船（タグボート）事業。

[要件] 1、関係機関から承認を得なければならない。

2、空輸事業の場合、航空機は製造日から奨励申請日までの機齢が14年以下でなければならない。

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

7・10、最新式の商品物流センター（ディストリビューションセンター/DC）事業。

[要件] 1、投資奨励委員会が承認したところに基づくコンピュータシステムにより制御された最新式の商品物流センターでなければならない。

2、租税を支払った、または投資奨励策に基づき輸入税の減免を受けた商品、もしくは関税局長が定めたその他の物品など、税関手続きを経てその他の特典を行使した物品のみ輸入商品の預託を受ける。

[特典] 全投資区での機械輸入税免除のみ租税上の特典を受ける。

7・11、最新式の国際商品物流センター（インターナショナル・ディストリビューション・センター／IDC）事業。

[要件] 1、顧客から預かった商品の運送／配送、保管、パッケージング及び管理サービスを提供する外国への商品配送センターでなければならない。

2、5か国以上の外国に商品を配送しなければならない。

3、最新の保険及び積み下ろし設備がなければならない。

4、投資奨励委員会が承認した最新の情報技術システムによる商品管理システム、及びオンライン式の商品追跡システムを有していなければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、全投資区で、ロジスティック産業区への立地であれば8年間、ロジスティック産業区外への立地であれば5年間の法人所得税免除を受ける。

ここに、法人所得税の免除を受ける収入は、管理費による収入のみとし、国内運送収入、税関手続き収入、及び船舶または航空機の船腹予約収入は含まない。

3、ロジスティック産業区外への立地の場合、仏暦二五五二年一二月三十一日までに奨励申請すれば、全投資区で8年間の法人所得税免除を受ける。

7・12、国際部品・製品調達センター（インターナショナル・プロキュアメント・センター／IPO）事業。

[要件] 1、商品倉庫を保有または賃借しなければならない、コンピュータシステムによる商品管理システムを有していなければならない。

2、商品調達、商品品質検査及び商品パッケージング活動がなければならない。

3、複数の商品調達先があり、国内の調達先がなければならない。

4、1000万パーツ以上の登録資本金がなければならない。

[特典] 1、全投資区での機械輸入税免除。

2、第三六条（一）及び（二）に基づく特典。

7・13、地域統括事務所（リージョナル・オペレーティング・ヘッドクォーター／ROH）事業。

[要件] 1、3か国以上の外国の支店またはグループ企業の事業を監督しなければならない。

2、1000万パーツ以上の登録資本金がなければならない。

3、外国人による過半数または全部の株式保有を許可する。

4、関係する国の機関から営業許可書を取得しなければならない。

5、投資奨励委員会が承認した以下の営業計画及び事業範囲を有していなければならない。

5・1、一般業務管理、事業計画策定及び事業連絡調整。

5・2、原料及び部品の調達。

5・3、製品の研究・開発。

- 5・4、技術支援。
- 5・5、マーケティング及び販売促進。
- 5・6、地域における人材管理及び研修。
- 5・7、財務、マーケティング、会計制度などの諸面での事業アドバイス。
- 5・8、経済及び投資面の分析・研究。
- 5・9、信用管理・コントロール。
- 5・10 投資奨励委員会事務局がケースバイケースで相当と判断したその他の支援サービス提供。

[特典] 1、研究・開発及び研修で使用する機械の輸入税免除。

2、租税に関係しない特典のみ受ける。

7・14、国際貿易事業。

[要件] 1、タイ国籍者が合計で登録資本金の51%以上の株式を保有していなければならない。

2、国際貿易事業奨励委員会から承認を得なければならない。

[特典] 1、全投資区で機械輸入税免除。

2、第三六条（一）及び（二）に基づく特典。

3、国際貿易事業奨励委員会が相当と判断した期間に基づく法人所得税免除。

4、定められたところに基づく業績（パフォーマンス）に合致した諸形態における金融支援。

7・15、貿易・投資支援事業。

[要件] 1、関係する国の機関から承認を得なければならない。

2、年間1000万バーツ以上の営業支出がなければならない。

3、投資奨励委員会が承認した以下の業務計画及び事業範囲を有していなければならない。

3・1、グループ会社の監督及び／またはサービス提供。ここに、グループ会社への事務所ビルまたは工場棟の調達もしくは賃貸サービスも含む。

3・2、事業アドバイス。ただし証券売買及び外為事業を除く。会計、法律、広告、建築設計及び工学事業については、投資奨励申請前に商業開発局または関係公務機関から営業許可書を得なければならない。

3・3、商品調達における情報サービス。

3・4、工学及び技術サービス。ただし建築設計及び土木工学サービスを除く。

3・5、布告末尾業種リストの7・21種に基づき奨励申請していない商品規格、製造規格及びサービス規格の検査及び証明書発行。

3・6、輸出商品の取引。

3・7、以下の機械、機具、器具及び機器に係る事業上の活動。

（1）卸売りのための輸入。

(2) 研修サービス。

(3) 設置、メンテナンス及び修繕。

(4) 布告末尾業種リストの7・21種に基づき奨励申請していない機器校正（カリブレーション）。

3・8、ソフトウェア事業種に基づき奨励申請していないコンピュータ・プログラム（ソフトウェア）設計及び開発。

3・9、国内製造商品の卸売り。

[特典] 租税に関係しない特典のみ受ける。

7・16、国際事業運営受託ビジネス（インターナショナル・ビジネス・プロセス・アウトソーシング／IBPO）事業。

[要件] 運営サービス、財務&会計サービス、人材サービス、販売&マーケティング・サービス、カスタマー・サービス、国際コールセンター、データ・プロセッシングなど、通信ネットワークを通じたサービスでなければならない。

[特典] 租税に関係しない特典のみ受ける。

7・17、エネルギー・サービス（ESCO）事業。

[要件] 奨励申請前にエネルギー省から承認を得なければならない。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

7・18、人的資源開発事業。

7・18・1、職業訓練所事業。

7・18・2、インターナショナルスクール事業。

7・18・3、ホテル教育機関事業。

7・18・4、商業航海人材開発教育機関事業。

[要件] 1、投資奨励委員会が定めた以下の事業範囲を有していなければならない。

1・1、職業訓練所事業は特定の専門技術の教育または訓練を有し、デザイントレーニングセンターもこれに含める。

1・2、ホテル教育機関事業はホテルに係る専門教育を有し、全学生数の50%以上がホテル専門教育の学生とする。

1・3、商業航海人材開発教育機関は商業航海に係る専門教育を有し、全学生数の50%以上が商業航海専門教育の学生とする。

1・4、必要な資材、設備、実験室及びその他を有していなければならない。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

7・19、バイオテクノロジー事業。

7・19・1、バイオテクノロジーを使った植物及び動物の研究・開発及び／または種子生産工業、または品種改良事業。

7・19・2、バイオテクノロジーで要する化学物質の研究・開発及び／または生産工業事業。

7・19・3、医療、農業、食品及び環境検査研究キットの研究・開発及び／または生産工業事業。

7・19・4、バイオ分子、生反応体の生産における微生物細胞、植物細胞及び動物細胞を使った研究・開発及び／または生産工業事業。

7・19・5、分子レベルの生物科学の試験で使う原料及び／または必要物質の生産事業。

7・19・6、バイオ体の検査分析及び／または合成サービス事業。

[要件] 国家科学技術開発事務局またはタイ国の生化学エクセレントセンターから承認を受けたところに基づく最新のバイオテクノロジーを使用しなければならない。

[特典] 1、重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

2、科学技術区に立地する場合、法人所得税免除期間終了日から5年間、純益50%について法人所得税減免を受ける。

7・20、研究・開発事業。

[要件] 1、投資奨励委員会が定めた以下の事業範囲を有していなければならない。

1・1、基礎研究。すなわち初めから応用を考慮しない自然現象の基礎及び事実関係確認から新知見を探るための理論または実践。

1・2、応用研究。すなわち使用のための活動目的を持った新知見を探るための研究。

1・3、実験的開発。すなわち研究及び／または経験から得た知見に依拠してのシステムチックな業務で、当該事業は原料、製品または発明品の生産、プロセス、システム、新サービスの確立、または生産物の本質的な改良の目的を有する。

1・4、研究及び開発範囲、プロジェクトごとの研究者数、研究者の学歴及び経験に係る詳細を提出しなければならない。

[特典] 1、重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

2、直接奨励を受けた事業に係る結果としての販売またはサービス提供からの収入、または自製もしくは他者への生産委託に関わらず、商業生産による収入は、投資奨励を受けた収入であるとみなす。

7・21、科学検査サービス事業。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

7・22、校正（カリブレーション）サービス事業。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

7・23、製品設計事業。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

7・24、デザインセンター事業。

[要件] 1、以下のメイン事業についてスペース及び利便施設がなければならない。

1・1、ライフスタイルセンター。選考及びコンテストによるデザイナーの作品展示スペース、及び商品販売スペース。

1・2、クリエイティブスペース。デザイン及び製品開発に係る知識／情報を展示するスペース。

1・3、デザインショップ。デザインに係る書籍、情報、機器、製品及び商品を販売するスペース。

1・4、ビジネスセンター。以下のスペース。

(1) ビジネス、営業上のアドバイス、合弁及び売買契約。

(2) 製品開発における事業者のアドバイス。

(3) 製品開発に係る情報センター、図書室。

(4) 製品開発設計に係る特別カリキュラムの作成。

(5) 製品開発についてのセミナー開催。

(6) 製品設計及び開発、新製品紹介に係る活動目的を持った民間への貸し出し。

1・5、3000㎡以上の面積がなければならない。

1・6、投資奨励委員会から承認を受けた設計図がなければならない。

1・7、投資奨励委員会が定めたところに基づくその他の利便施設がなければならない。

[特典] 重要性があり、特別に国益に資する事業に基づく特典。

7・25、製品に対する殺菌サービス事業。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典。

7・26、廃水処理、産業廃棄物または有毒化学物質の処理もしくは搬出事業。

[要件] 関係する国の機関から承認を得なければならない。

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

7・27、不使用物の再利用事業。

7・27・1、不使用物の選別事業。

7・27・2、不使用物の引き取り事業。

7・27・3、不使用物の再使用（リユーズ）事業

7・27・4、不使用物のリサイクル事業。

7・27・5、不使用物からの有価物回収（リカバリー）事業。

[要件] 1、関係する国の機関から承認を得なければならない。

2、工業団地または投資奨励を受けた工業区内にのみ立地。ただし投資奨励委員会がケースバイケースで許可した場合はその限りではない。

3、国内で発生した不使用物を対象としなければならないが、選別、引き取り、再利用、リサイクル、有価物の回収だけとし、商品生産プロセスは含まない。

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

7・28、石油パイプラインのメッキまたは塗付事業。

[特典] 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号の原則に基づく特典を受ける。

(おわり)